

企業支援ネットワーク利用規約（アドバイザー用）

1. 目的

一般社団法人 日本皮革産業連合会（以下、「皮産連」という。）は、皮革産業の振興・発展を図るにあたり「やる気のある団体・企業を応援」することが重要と考えています。

このため、この「企業支援ネットワーク」では、皮革産業に特化した様々な専門知識・実務経験やノウハウを持つアドバイザーを登録し、必要とされるアドバイザーによる支援を提供し、皮革産業に携わる企業及び正会員（26団体）がかかえる様々な困難な局面を開くことを目的とします。

なお、企業支援ネットワーク利用規約（以下、「当規約」という。）は、アドバイザーが企業支援ネットワークを利用するにあたって必要な事項を定めるものとします。

2. 定義

- (1) 当規約において「利用者」とは、企業支援ネットワークによるアドバイザー支援を受けることのできる皮革産業に携わる企業及び正会員（26団体）を指します。
- (2) 当規約において「アドバイザー」とは、企業支援ネットワークに登録された皮革産業に特化した製品技術、管理、販売、デザインなどの各分野の専門家を指します。
- (3) 当規約において「事務局」とは、皮産連の企業支援ネットワーク担当を指します。
- (4) 当規約において「審査会」とは、アドバイザー支援の利用申請などを審査する人材マッチング事業委員会を指します。

3. アドバイザー登録の流れ

(1) アドバイザーの募集

事務局は、皮産連のホームページ（<http://www.jlia.or.jp/>）内にある「企業支援ネットワーク web サイト」よりアドバイザーの募集を行います。

(2) アドバイザーの登録申請

企業支援ネットワークのアドバイザーとして登録を希望される場合は、当規約の遵守に同意のうえ、「登録申請書」（様式 8）を事務局へ郵送により提出していただきます。なお、登録の可否については別途定める登録基準に基づき、人材マッチング事業委員会の承認を得てからの登録となります。

※登録申請書は「企業支援ネットワーク web サイト」内からダウンロードすることができます。

(3) アドバイザーの登録

事務局は、提出された登録申請書に基づき、企業支援ネットワークのアドバイザーとして登録します。なお、アドバイザーの公開情報（性別、年齢、アドバイス可能な専門分野・得意分野、自己 PR・メッセージ）の「企業支援ネットワーク web サイト」への反映には、最大1か月かかる場合があります。

(4) 登録内容の更新、登録の解除

アドバイザーは、申し出のない限り継続的に企業支援ネットワークにアドバイザー登録されますが、登録内容に変更が生じた場合は速やかに事務局へ届け出てください。また、アドバイザー登録の解除を希望される場合は、事務局へ届け出るにより解除することができます。

4. アドバイザー支援の流れ

(1) アドバイザーの公開情報閲覧

皮産連は、「企業支援ネットワーク web サイト」に、アドバイザーの公開情報（性別、年齢、アドバイス可能な専門分野・得意分野、自己PR・メッセージ）を公開し、利用者の閲覧に供します。

(2) アドバイザーの情報開示依頼

事務局は、利用者からのアドバイザーの全登録情報（氏名、連絡先、最終学歴、職歴、職務内容、支援経験、保有資格、支援条件など）の開示依頼があった場合、相当と認めるときは、当該利用者に対し全登録情報を開示します。

(3) アドバイザーへの支援依頼・交渉

利用者がアドバイザーに支援を求める場合、利用者は直接アドバイザーに連絡し、支援依頼および交渉（支援内容・日程・場所・費用など）をします。

(4) アドバイザー支援の利用申請

アドバイザーが利用者からのアドバイザー支援の依頼に応諾した場合、利用者は、事務局に対し、アドバイザー支援の内容・日程・場所・費用などが記載された利用申請書を提出します。

(5) 利用申請の審査と利用承認

事務局は、利用申請された内容を審査会に諮り、次の事項に該当しないものについては、利用者に対し利用承認書を通知します。なお、利用申請から利用承認までに最大1か月かかる場合があります。

ア. 申請代行や市場調査など実務的な業務をとるもの

（ただし、実務的な業務であっても、デザインによる付加価値の高い製品開発等の新規事業に限り、その利用を認める。）

イ. 取引先などの斡旋を行うもの

ウ. 自助努力の範囲と判断されるもの

エ. その他審査会が相当でないと判断するもの

(6) アドバイザー支援の依頼

事務局は、アドバイザーに対し支援内容・日程・場所・費用などを含めた「支援依頼書」（様式 4）を通知します。なお、支援依頼書が通知される前にアドバイザー支援を実施されても、皮産連は一切アドバイザー支援の費用を支払いません。

(7) アドバイザー支援の実施

アドバイザーは、支援依頼書に記載された支援内容・日程・場所・費用などに基づき、利用者に対しアドバイザー支援を実施していただきます。なお、事務局は、アドバイザー支援の現場を視察させていただく場合があります。

(8) アドバイザー支援活動の限度

アドバイザー（企業及び個人）が、単年度に支援できる件数は12件までとし、1日に支援（稼働）できる件数は、1件までとします。

また、1社で複数のアドバイザーが登録されて活動している場合も、企業単位で支援件数を数えます。

(9) 活用レポートの提出

利用者は、アドバイザー支援終了後20日以内に「活用レポート」を事務局に提出します。なお、皮産連は、活用レポートの概要を「活用事例」として「企業支援ネットワーク web サイト」に利用者とともに内容を相談のうえ掲載します。

(10) 実績報告書の提出

アドバイザーは、アドバイザー支援終了後 20 日以内に「実績報告書」（様式 6）を事務局に提出しなければなりません。

(11) アドバイザーへの支援費用の支払い

事務局は、原則として利用者からの「活用レポート」およびアドバイザーからの「実績報告書」の提出された月の翌月末に、アドバイザーに対しアドバイザー支援に要した費用（専門家謝金及び旅費）を一括して口座振込により支払います。なお、ご指定の口座が個人口座の場合、源泉徴収所得税を差し引き、一括して口座振込により支払います。

但し、「活用レポート」及び「実績報告書」の提出の遅れ、並びに特別な事情による決済処理等の遅れにより「支援費用」の支払いが遅れることがあります。

(12) アドバイザー支援の不履行

ア. 皮産連が、視察などの結果、支援依頼書に記載されたアドバイザー支援が明らかに実行されなかったと判断した場合、皮産連は、支援依頼を解除するとともにアドバイザー支援の費用を支払いません。

イ. 利用者が、支援依頼書に記載されたアドバイザー支援が明らかに実行されなかったと判断した場合、利用者は、アドバイザー支援終了後 3 日以内に限り不履行報告書を事務局に提出することができます。

事務局は、報告された不履行の内容を審査会に諮り、審査会が報告の内容を相当と認めた場合、皮産連は、支援依頼を解除するとともにアドバイザー支援の費用を支払いません。

5. プライバシーポリシー

(1) 皮産連は、企業支援ネットワークの運営に際し、プライバシーの保護に配慮し、アドバイザーの登録申請書を通じて収集した個人情報を適正に管理し、当規約に基づく利用者からの情報開示依頼があった場合、本人の同意があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、第三者に提供しません。

(2) 皮産連は、企業支援ネットワークを通じて収集した情報は、名簿の作成、本人への連絡など企業支援ネットワークの円滑な運営のために利用します。

6. アドバイザーの自己責任

皮産連は、アドバイザー支援後にアドバイザーが利用者と個別に契約を結ぶことや業務を受託することなどを妨げるものではありませんが、個別契約や依頼などの結果トラブルが生じた場合、皮産連は一切責任を負いません。

7. 著作権

(1) 企業支援ネットワークから得た情報を複製、販売、出版、その他事業などに利用する場合には、著作権者および皮産連の事前承諾を得なければなりません。

(2) 企業支援ネットワークから得た情報を著作権者に無断で第三者に漏らしたり、事業化したりすることはできません。

8. 禁止事項

(1) アドバイザーが次の項目に抵触する行為を行った場合、その行為に関する責任は当該アドバイザーに帰属し、皮産連は一切責任を負いません。

また、アドバイザーが故意または過失により企業支援ネットワークの運用などに障害をもたらした場合、当該アドバイザーは皮産連に対し損害を賠償しなければならないものとします。

ア. 他のアドバイザーまたは利用者の名を騙り、あるいは自己の情報を偽って情報発信を行うこと

イ. 第三者の著作権およびその他の権利を侵害する行為

ウ. 第三者を誹謗、中傷および公序良俗に反する行為

エ. 虚偽の情報を発信する行為

オ. アドバイザーが利用者の承諾なく、アドバイスの過程で知りえた秘密を外部に漏らす行為

カ. 企業支援ネットワークにおけるアドバイザー支援に関して、利用者から金銭や物品その他特別な便宜をうけること

キ. その他、皮産連が不適切と判断した行為

(2) (1)の禁止事項または次の条件に該当すると皮産連が判断した場合、皮産連はアドバイザーの登録の抹消をすることがあります。

ア. 記載事項に虚偽の内容があった場合

イ. 企業支援ネットワークに対する妨害行為があった場合

ウ. その他、当規約に違反した場合

9. 運営の停止

(1) 皮産連はコンピュータシステムなどの保守、災害などの不可抗力、その他の理由により企業支援ネットワークの運営を停止することがあります。

(2) 企業支援ネットワークの運営は、当該年度の予算の範囲内で行うものとし、予算の執行状況により、年度の途中であっても皮産連は企業支援ネットワークの受付を終了することがあります。

(3) 皮産連の業務時間は平日午前9時00分から午後5時15分までとし、土曜日、日曜日、国民の祝日その他皮産連の休業日は業務時間外とします。

10. 免責事項

(1) 皮産連は企業支援ネットワークのより完全な運用に努力しますが、運用の中断・停止または廃止によりアドバイザーに損害が生じた場合、皮産連は免責されるものとします。

(2) 皮産連は、アドバイザーが企業支援ネットワークの利用によって得る情報の正確性、完全性、有用性を保証しません。

また、皮産連はアドバイザーが企業支援ネットワークの利用により生じたいかなる損害についても、その責を負いません。

(3) アドバイザーが企業支援ネットワークの利用に際し、他の利用者またはアドバイザー、第三者に損害を与えた場合、アドバイザーは自己の責任においてこれを処理・解決するものとします。

11. 規約の変更

(1) 皮産連はアドバイザーの承諾を得ることなく当規約を変更することがあります。その場合、アドバイザーが引き続き企業支援ネットワークを利用することによって、当該アドバイザーはかかる規約の変更を承諾したものとみなします。

(2) 企業支援ネットワークの利用に関して当規約により解決できない問題が生じた場合には、アドバイザーは

皮産連の指示に従うこととします。

12. 管轄裁判所

アドバイザーと皮産連との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。